

第5回大和北道路地下水モニタリング検討委員会

地下水モニタリング方針の策定にむけて

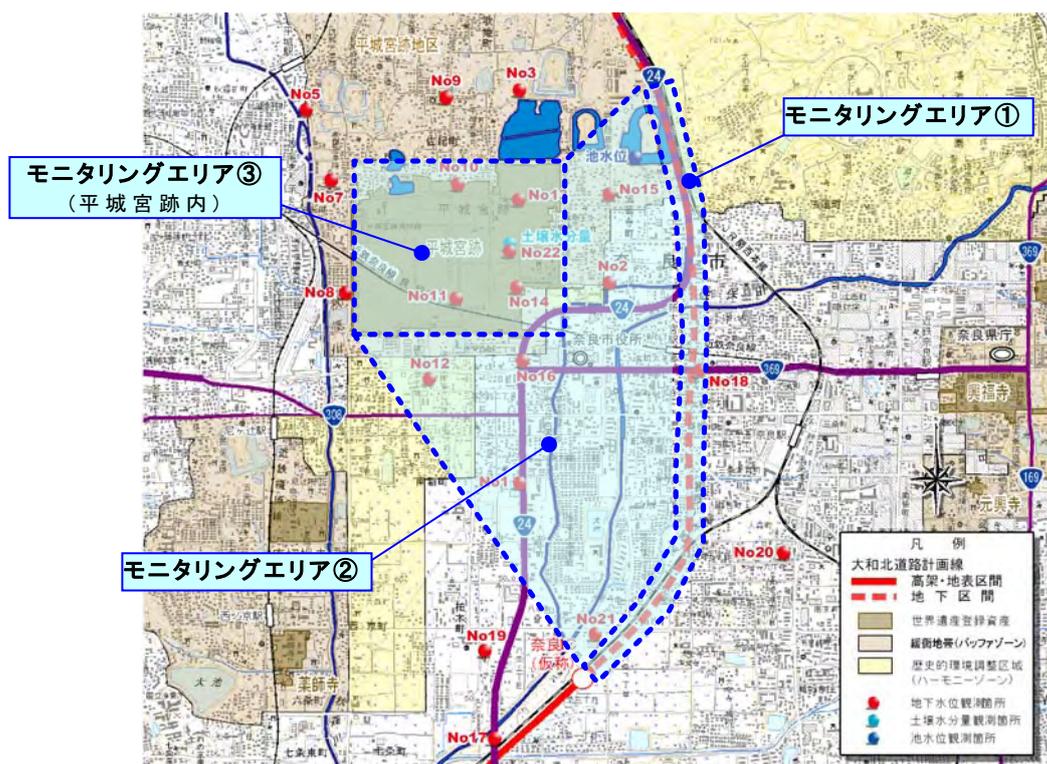
1 モニタリングエリアの設定

- これまでの検討については、モニタリングの基本となる具体的なエリア設定が行われていないため、検討項目における相互の関連性を踏まえたエリア設定の考え方についてご検討頂きたい。

※今後、エリアに応じた「管理基準の考え方」、「異常時の地下水保全の考え方」等の検討につなげていく。

- モニタリングエリアは、道路の建設による異常を早期発見すること、また、異常があった場合でも、保全対象区域である平城宮跡へ影響を及ぼさないよう、伝播状況も確認しながら、異常時対策を進めることを目的として設定するものである。

- モニタリングエリア① : 工事区間近傍において、工事による地下水への影響をモニタリングするエリア
- モニタリングエリア② : 工事による地下水への影響が、工事区間近傍から平城宮跡に向かって及んでいないかモニタリングするエリア
- モニタリングエリア③ : 工事による地下水への影響が、平城宮跡内に及んでいないかモニタリングするエリア



[参考] 前回委員会(第1回～第4回)までの検討内容

これまでの委員会では、文化財の保全等の観点より、地下水の状況を把握し、適切なモニタリング方針を定めることを目的として、調査結果の分析・報告とあわせ、以下の3つの項目の個別検討を実施。

1. モニタリング

地下水位の観測についての観測場所、手法等

- ・観測孔を500m程度間隔に配置(第1帯水層通過部は、より密に配置)
- ・主要な管理対象孔はリアルタイムにモニタリング

2. 管理基準の考え方

工事実施段階における地下水位の異常を判断する基準の考え方

- ・確実な木簡保全を目的として、管理エリアを複数設定して地下水位管理
- ・第1帯水層の地下水位を対象として、以下を基本的な考え方として管理
 - (a) 工事前に測定された最低水位
 - (b) 工事前の平常時とは異なった水位変動

3. 異常時の地下水保全の考え方

異常時の応急対策(原因箇所の異常解消、地下水位の復旧等)

- ・異常の発生が懸念された場合、学識経験者へ報告するとともに原因を特定する
- ・工事の影響が懸念された場合、緊急対策を実施する